

合併協定書

糸魚川市・能生町・青海町

平成16年5月20日

1 合併の方式

糸魚川市、能生町及び青海町（以下「3市町」という。）を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月19日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、糸魚川市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、糸魚川市一の宮1丁目2番5号（現在の糸魚川市役所）とする。

なお、現在の能生町役場及び青海町役場は支所とする。

5 財産及び債務の取扱い

3市町の所有する財産及び債務は、全て新市に引き継ぐものとする。

なお、基金は、次のとおり引き継ぐものとする。

(1) 財政調整基金は、3市町それぞれの平成16年度の標準財政規模の5%に相当する金額を持ち寄るものとする。

(2) 減債基金は、国から交付税措置された分の残金全てと3市町それぞれの平成15年度末の普通会計に属する起債残高（元金）のうち交付税措置分を除く実質残高の7%に相当する金額を持ち寄るものとする。

(3) 特定目的基金は、合併後10年間は合併前の3市町の設置目的に従って使用するものとし、その基金名と用途等の特定については、合併前に3市町で協議して定めるものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議員の定数は、30人とする。

(2) 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、3市町の3つの区域により選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、糸魚川市16人、能生町7人、青海町7人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 3市町に設置されている農業委員会を廃し、新たに1つの農業委員会を設置する。

(2) 新市の選挙による委員の定数は25人、選任による委員の定数は5人（市議会推薦3人、農業協同組合推薦1人、農業共済推薦1人）とする。ただし、3市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 特別職の職員の身分の取扱い

(1) 3市町の特別職（三役）及び教育長の職員の身分の取扱いは、法令に定める取扱いとし、法令に定める以外の特段の取扱いはしないものとする。

(2) 3市町の行政委員会委員（農業委員会委員を除く）の身分の取扱いは、法令に定める取扱いとし、法令に定める以外の特段の取扱いはしないものとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

3市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。ただし、職員数は、合併後10年を目途に類似する団体の職員規模になるように努めるものとする。

10 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構は、効率化に努めながら、住民サービスが低下しないように十分配慮し、以下の基本的な考えに基づき整備する。

○基本的な整備方針

- (1) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (2) 住民が利用しやすい組織・機構
- (3) 指揮命令系統が明確な組織・機構
- (4) 責任の所在が明らかな組織・機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (6) 簡素で効率的な組織・機構
- (7) 行政課題に即応できる組織・機構
- (8) 現有庁舎や施設を有効活用できる組織・機構

○個別の整備方針

(1) 本庁

- ① 指揮命令系統を一元化するため、「本庁方式」を基本とする。

(2) 支所

- ① 住民の利便性確保の観点から、2町の現有庁舎は、それぞれ日常的な住民サービス提供業務を行う「支所」とする。
- ② 地域の個性や特性を発揮できる機能に配慮する。
- ③ 具体的な組織体制は、本庁組織との連携、権限の明確化、職員管理等新市の全体的な組織・機構の中で別途協議する。

(3) 附属機関

- ① 附属機関は、原則統合する。なお、地域性により独自に置かれている附属機関については、実態を考慮して整備する。
- ② 委員構成については、地域性に配慮して適切な措置を講ずる。

○新市組織機構図（別紙1）

11 広域行政組合の取扱い

糸魚川地域広域行政組合は、合併の前日をもって解散し、事務、財産及び職員は、新市に引き継ぐものとする。

12 第三セクターの取扱い

現在ある3市町の第三セクターは、新市に引き継ぐものとする。

13 大字名、町名、行政区名及び行政区の取扱い

- (1) 大字名及び町名は、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- (2) 行政区名は、原則現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、同一若しくは類似する行政区名は、合併までに関係する住民と協議、調整し決定する。
- (3) 行政区の取扱いは、当面は現行制度を継続し、住民意向を踏まえ、数年かけて調整する。

14 慣行の取扱い

- (1) 新市の市章は、新市の名称決定後、合併までに作成する。
- (2) 新市の花及び木の制定は、新市の市民合意が必要であり、新市に移行後、速やかに検討する。
- (3) 新市の市民憲章の制定は、新市の市民合意が必要であり、新市に移行後、速やかに検討する。

15 使用料及び手数料の取扱い

〔使用料〕

(1) 漁港利用料及び占用料
① 能生町の例による。
(2) 道路占用料
① 糸魚川市の例による。
(3) 都市公園使用料及び占用料
① 糸魚川市の例による。ただし、占用料については、道路占用料に準じる。
(4) 公民館使用料
① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、5年以内に見直し調整するものとする。
(5) 社会教育施設使用料（公民館は除く）
① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、5年以内に見直し調整するものとする。
(6) 社会体育施設使用料
① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、5年以内に見直し調整するものとする。
(7) 学校施設使用料
① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、5年以内に見直し調整するものとする。
(8) 市民会館、文化会館
① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、減免規定は、青海町の例による。
(9) その他集会施設使用料 （ビーチホールまがたま、能生マリナーホール、青海町総合福祉会館、アクトホール）
① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔手数料〕

(1) 証明手数料
〔戸籍に記載した事項に関する証明〕 ・ 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
〔除かれた戸籍に記載した事項に関する証明〕 ・ 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
〔戸籍の附票の写しの証明〕 ・ 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
〔身分に関する証明〕 ・ 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
〔印鑑に関する証明〕 ・ 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔納税に関する証明〕

- ・青海町の例による。

〔土地に関する証明〕

- ・青海町の例による。

〔建物に関する証明〕

- ・青海町の例による。

〔住民票の写しに関する証明〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔住民票に記載した事項に関する証明〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔外国人登録に関する証明〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔地縁による団体の認可に関する証明〕

- ・糸魚川市の例による。

〔その他の証明〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(2) 交付手数料

〔住民基本台帳カードの交付及び再交付〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔戸籍の謄本又は抄本の交付〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法の書類に記載した事項の証明書の交付〕

- ・糸魚川市の例による。

〔公図の写しの交付〕

- ・糸魚川市の例による。

〔狂犬病予防注射済票の交付及び再交付〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔鳥獣飼育許可証の交付又はその更新若しくは再交付〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(3) 申請手数料

〔臨時運行許可申請〕

- ・糸魚川市及び青海町の例による。

〔優良宅地造成認可申請〕

- ・糸魚川市及び青海町の例による。

〔優良新築認定申請〕

- ・糸魚川市及び青海町の例による。

〔開発行為その他変更許可申請〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔予定建築物等以外の建築等認可申請〕

- ・3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔開発許可を受けた地位の承継の認定申請〕

- ・ 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔住宅用家屋評価証明書〕

- ・ 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(4) 登録手数料

〔犬の登録〕

- ・ 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔下水道、排水設備業者登録〕

- ・ 能生町の例により、10,000円とする。

〔水道給水工事業者登録〕

- ・ 糸魚川市及び能生町の例により、10,000円とする。

(5) 閲覧料

〔戸籍法第48条第2項の書類の閲覧〕

- ・ 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔住民票の閲覧〕

- ・ 糸魚川市の例による。

〔公簿、図面の閲覧〕

- ・ 糸魚川市の例による。

〔住民票補助簿（副本）等の閲覧〕

- ・ 糸魚川市の例による。

〔固定資産・都市計画税課税台帳等の閲覧〕

- ・ 糸魚川市の例による。

16 地方税の取扱い

(1) 個人市町民税

- ① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(2) 法人市町民税

- ① 糸魚川市の例による。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し、5年間は現行のまま不均一課税とし、その後の税率については、その時点で慎重に検討する。

(3) 宿泊自動車税

- ① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(4) たばこ税

- ① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(5) 入湯税

- ① 宿泊の税率は、糸魚川市及び能生町で同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- ② 日帰りの税率は、100円に統一する。

(6) 酒類税

- ① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(7) 固定資産税
① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
(8) 都市計画税
① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
(9) 特別土地保有税
① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。(平成15年度以降課税停止)
(10) 納税組合制度
① 新市に移行前に廃止する。
(11) 納期及び集合徴収
① 納期は、6月からの10期とする。
② 徴収方法は青海町の例により、市税のみを集合徴収とする。

17 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税は、青海町の例による。ただし、医療分の賦課については、5年間の段階的な不均一課税とする。
- (2) 納期は、7月からの9期とする。
- (3) 減額の取扱いは、3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- (4) 人間ドックは、糸魚川市の例による。
- (5) 基金の取扱いは、糸魚川市及び青海町の例による。

18 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険料は、平成17年度まで不均一課税とし、その後の第3期介護保険事業計画策定時に統一する。なお、第3期介護保険事業計画策定までは、3市町の第2期介護保険事業計画の集合をもって、新市の介護保険事業計画として扱うものとする。
- (2) 介護保険料の納期は、糸魚川市の例により9期とする。
- (3) 現在ある糸魚川市西頸城郡介護認定審査会は合併の前日に廃し、新市の機関として新たに設置する。委員数及び構成等は、現状を基本とする。

19 条例及び規則等の取扱い

条例及び規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整方針の内容に基づき、次の区分により整備する。

- (1) 合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時に制定するもの。
- (2) 合併後においても、一定地域に暫定的に施行するもの。
- (3) 合併後において逐次制定し施行するもの。

20 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項に基づいて、合併前の3市町の区域ごとに、地域審議会を設置する。当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別紙2「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

21 各種事務事業の取扱い

各種事務事業は、次のとおり取扱うものとする。

21-1 行政関係事業の取扱い

(1) 嘱託員制度

- ① 当面は現行制度を継続し、住民意向を踏まえ、数年かけて調整する。

21-2 選挙関係事業の取扱い

(1) 投票所

- ① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- ② 不在者投票所は、旧市町ごとに現行のまま各1箇所設置する。

(2) 市長及び市議会議員選挙の選挙公報

- ① 糸魚川市の例による。

21-3 消防防災関係事業の取扱い

(1) 消防団組織

- ① 当面は連合組織として統合を図る。

21-4 環境衛生関係事業の取扱い

(1) ごみ収集所整備補助金

- ① 青海町の例による。

(2) 火葬場

- ① 現在の火葬場は、そのまま使用する。使用料金は、糸魚川市及び青海町の例による。

(3) 霊柩車使用助成

- ① 新市移行前に廃止する。

21-5 高齢者及び障害者福祉関係事業の取扱い

(1) 配食サービス

- ① 新市において、当面は旧市町単位で現行の方式を継続し、対象年齢は、70歳以上を基本とし家庭状況等により、65歳程度からも認めるものとする。
- ② 経費負担は、食材料費相当(4割程度)を利用者、残りを行政負担とする。

(2) 外出支援サービス

- ① 青海町の例による。ただし、糸魚川市の移送用車輛(リフト付)による制度は全市的に拡大する。

(3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

- ① 能生町の例による。

(4) 除雪支援サービス

- ① 屋根雪除雪は、能生町の例による。
- ② 雪踏み支援は、糸魚川市の例による。ただし、青海町のボランティアの制度は現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(5) 訪問理美容サービス
① 糸魚川市の例による。
(6) 介護用品支給事業
① 対象者及び支給限度額は青海町の例とし、支給方法は糸魚川市の例による。
(7) 介護手当支給事業
① 糸魚川市の例による。ただし、特別障害者手当受給者は対象としない。また、経過措置として、2町の65歳未満も対象者とする。
(8) 高齢者住宅改修支援事業
① 青海町の例による。
(9) 自立者のホームヘルプサービス
① 能生町及び青海町の例による。
(10) 自立者のデイサービス
① 能生町の例による。ただし、家庭状況等により、60歳程度からも対象とする。
(11) 自立者のショートステイサービス
① 能生町及び青海町の例による。
(12) 老人福祉バス扶助事業
① 高齢者のみ世帯に属する70歳以上の高齢者に、年間10,000円のバスの乗車券又はタクシー券を交付する。
(13) 高齢者安否確認
① 新市においても継続し、対象者は、おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等であって、安否の確認が必要な者とする。
② 一世帯あたりの委託料は月額150円とし、委託先については、社会福祉協議会と老人クラブとする。回数は、週1回程度を基本とする。
(14) 老人緊急通報システム
① 対象者は、おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等で、慢性疾患を有し、かつ所得税非課税世帯に属する者及び一人暮らし重度身体障害者とする。
② 使用システムは、現在の3市町が採用しているシステムを新市に引き継ぎ、新市においては、利用者の選択方式とする。利用者負担は、一人暮らし重度身体障害者は無料、それ以外は1割の負担とする。
(15) 敬老祝品給付事業
① 対象年齢を88歳と100歳に限定し、内容については、88歳15,000円、100歳30,000円とする。
(16) 老人いこいの家設置事業
① 3市町の現在の施設はそのままとし、糸魚川市の民間温泉施設を利用した制度は、新市でも継続する。
(17) 身体障害者ホームヘルプサービス
① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
(18) 身体障害者デイサービス
① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(19) 身体障害者ショートステイサービス
① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
(20) 人工透析治療患者通院助成
① 自宅から医療機関までの距離が5km以上の場合は、3,500円を月額として支給する。
(21) 身体障害者補装具の給付
① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
(22) 身体障害者補装具等自己負担額助成
① 糸魚川市の例による。
(23) 障害者住宅改修事業
① 能生町の例による。
(24) 重度障害者用自動車改造費支援
① 糸魚川市の例による。
(25) 福祉タクシー扶助
① 糸魚川市の例による。ただし、人工透析治療患者は人工透析治療患者通院助成を優先し、この制度の対象者とはしない。
(26) 在宅重度重複障害者(児)介護手当支給
① 糸魚川市の例による。
(27) 重度心身障害児福祉手当
① 青海町の例による。ただし、在宅重度重複障害者(児)介護手当受給者は、対象としない。
(28) 精神障害者入院見舞金支給事業
① 能生町の例による。

21-6 児童福祉関係事業の取扱い

(1) 認可保育所の保育料
① 保育料の階層区分は、国の階層区分(7階層)とする。ただし、母子、父子及び在宅障害者のいる世帯については、それぞれの取扱いとする。
② 保育料の調整にあたっては、現在の3市町の軽減総額を超えた軽減総額で調整をする。 (参考 H17年度見込 軽減率36% 軽減総額129,869千円)
③ 現行の保育料を下回る階層区分に属するものについては、新市に移行後速やかに減額し、現行の保育料を上回る階層区分に属するものについては、急激な負担増とならないよう、経過措置として5年間かけて均等に引き上げる。 経過措置者は、旧青海町地内に住所を有する者とし、保育料については、旧青海町内の保育料表を作成し5年間かけて均等に引き上げる。
④ 第二子及び第三子の取扱いは、公立幼稚園及び保育所も含めて第二子及び第三子を判定し、軽減率及び軽減対象児については、国の基準に準ずる。
⑤ 母子、父子及び在宅障害者世帯の取扱いは、住民税非課税世帯は無料、住民税課税世帯(所得税課税世帯を除く)は国の基準に準ずる。

(2) へき地保育所の保育料

- ① 糸魚川市は、現行のままとする。青海町は、3歳以上児は青海町幼稚園に準じ、3歳未満児は認可保育所に準ずるものとする。

(3) 公立幼稚園の保育料

- ① 保育料は、現行のままとする。
② 青海町の第三子の免除制度については廃止し、第三子の免除制度は、認可保育所と同様の扱いとする。ただし、青海町地内に住所を有する者に対して、経過措置として、合併後5年間は制度を継続するものとする。

21-7 保健関係事業の取扱い

(1) 健康診査

- ① 対象者は、18歳以上の住民とする。
② 受診者の負担金は、1,100円とする。ただし、40歳、50歳及び60歳は、無料とする。
③ 診査会場は、現行のままとする。

(2) 各種がん検診

[胃がん検診]

- ① 対象者は、18歳以上の住民とする。
② 受診者の負担金は、1,100円とする。

[乳がん検診]

○集団検診

- ① 対象者は、18歳以上の住民とする。
② 受診者の負担金は、視触診400円、マンモグラフィー1,000円とする。

○施設検診

- ① 対象者は、18歳以上の住民とする。
② 受診者の負担金は、視触診1,500円、マンモグラフィー3,000円とする。

[子宮がん検診]

○集団検診

- ① 対象者は、18歳以上の住民とする。
② 受診者の負担金は、800円とする。

○施設検診

- ① 対象者は、18歳以上の住民とする。
② 受診者の負担金は、7,000円とする。

[大腸がん検診]

- ① 対象者は、18歳以上の住民とする。
② 受診者の負担金は、400円とする。

[肺がん検診]

- ① 対象者は、18歳以上の住民とする。
② 受診者の負担金は、800円とする。

(3) 母子保健健康診査

[乳児健診]

○集団健診

- ① 対象者は、4か月及び10か月児とする。
- ② 受診者の負担金は、無料とする。
- ③ 実施回数は、原則各12回/年とし、対象者の実態把握により調整する。

○委託健診

- ① 対象者は、1か月及び6か月児とする。
- ② 助成額は、5,620円とする。

[幼児健診]

- ① 対象者は、1歳6か月及び3歳児とする。2歳児については、歯科健診として実施する。
- ② 受診者の負担金は、無料とする。
- ③ 実施回数は、原則各12回/年とし、対象者の実態把握により調整する。

[妊婦一般健康診査]

- ① 糸魚川市及び青海町の例による。

(4) 診療所

- ① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(5) 医療給付

[乳児医療費助成]

- ① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。

[幼児医療費助成]

- ① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。

21-8 農林水産関係事業の取扱い

(1) 分担金

[がんがい排水事業]

- ① 当該事業費の5%以内とする。(県営事業を含む。)

[県営中山間地域農村総合整備事業及び県単農業農村整備事業]

- ① 当該事業費の10%以内とする。ただし、別に定めのある工種は除く。

[漁港整備事業]

- ① 青海町の例による。
(市営事業) 当該事業費の0.75%以内
(県営事業) (1) 漁港事業は、当該事業費の0.5%以内(2の事業を除く)
(2) 第3種漁港の外かく、水域施設業費は、当該事業費の0.375%以内

(2) 補助金

[林業振興事業及び造林事業]

- ① 青海町の例による。
当該事業費の10%とする。ただし、除間伐事業は、事業費の20%とする。

[県農林水産業総合振興事業]

- ① 建設事業は、事業費の20%以内、推進事業は、事業費の10%以内とする。

[市町単独農林水産業総合振興事業]

- ① 生産基盤整備事業(農林道整備事業、農道橋修復事業、水田基盤整備事業、農林道舗装事業資

材支給、かんがい用溜池新設事業)は、当該事業費の40%以内とする。ただし、農林道舗装事業資材支給は、能生町の例により、舗装に要する表層資材費の60%以内とする。

- ② 新たな事業は、当該事業費の20%以内とし、対象事業・採択条件等は、新市において別途定める。

21-9 商工観光関係事業の取扱い

(1) 商工業振興

[商店街等活性化イベント事業補助金]

- ① 糸魚川市の例による。

[商店街近代化共同施設設置補助金・商工業団体の行う施設整備等補助金]

- ① 糸魚川市の例による。

[創業支援資金利子補給]

- ① 糸魚川市の例による。

[信用保証料補給金]

- ① 地方産業育成資金は、信用保証料の80%を補給する。他の資金は、信用保証料の70%の補給とする。

(2) 雇用促進

[雇用促進事業補助金]

- ① 糸魚川市の例による。

[ふるさと就職支度金]

- ① 青海町の例により、利子補給を全額とする。ただし、従前の貸付資金は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

- ② 貸付限度額は、新卒者100万円、単身Uターン者150万円、家族Uターン者300万円とする。

(3) 金融

[地方産業育成資金]

- ① 3市町同一であり、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

[中小企業振興資金・商工業振興資金]

- ① 糸魚川市の例により、運転資金、設備資金、観光施設資金、商工業近代化特別設備資金、高度化事業関連特別設備資金、ISO取得資金とする。ただし、従前の貸付資金は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

[景気対策緊急特別資金]

- ① 糸魚川市の例による。ただし、従前の貸付資金は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

(4) 企業立地

[企業用地取得補助金]

- ① 糸魚川市の例による。

[工業用地取得借入資金利子補給]

- ① 糸魚川市の例による。

21-10 建設関係事業の取扱い

(1) 集落等への道路維持管理助成
① 糸魚川市の例による。ただし、市町道以外の集落間道等については、能生町の例による。
(2) 除雪業務
① 出動基準は、おおむね10cmとして、糸魚川市の例により、除雪計画を調整する。

21-11 都市整備関係事業の取扱い

(1) 公営住宅の家賃
① 家賃は公営住宅法に定める式により、新たに算出する。 ② 敷金は家賃の3か月分を徴収する。 ③ 家賃の減免制度は実施する。 ④ 共益費は、各棟の実費分とする。 ⑤ エレベーターの維持管理費の入居者負担方法に差があり、合併までに調整する。
(2) 特定公共賃貸住宅の家賃
① 家賃は、ほぼ同一であるため現行のまま新市に引き継ぐものとする。 ② 敷金は家賃の3か月分を徴収する。 ③ 家賃の減免制度は実施する。 ④ 共益費は、各棟の実費分とする。 ⑤ エレベーターの維持管理費の入居者負担方法に差があり、合併までに調整する。
(3) 併宅関連融資制度
① 糸魚川市の例による。

21-12 下水道関係事業の取扱い

(1) 受益者負担金
① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。
(2) 下水道使用料金
① 新市に移行後、5年以内に統一する方向で協議する。それまでの間は、3市町の使用料を引き継ぐものとする。

21-13 ガス水道関係事業の取扱い

(1) 上水道の加入金
① 当分の間、現状のまま進み、合併後に調査研究していくものとする。
(2) 簡易水道の加入金
① 当分の間、現状のまま進み、合併後に調査研究していくものとする。
(3) 上水道使用料金
① 当分の間、現状のまま進み、合併後に調査研究していくものとする。

(4) 簡易水道使用料金

- ① 当分の間、現状のまま進み、合併後に調査研究していくものとする。

(5) ガス使用料金

- ① 当分の間、現状のまま進み、合併後に調査研究していくものとする。

21-14 学校教育関係事業の取扱い

(1) 学校給食

- ① 現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(2) 遠距離通学補助事業

- ① 能生町の例により、合併までに調整するものとする。

(3) 特殊学校就学奨励事業

- ① 糸魚川市の例による。

21-15 社会教育関係事業の取扱い

(1) 公民館の取扱い

- ① 現行のまま新市に引き継ぎ、地域組織の充実に向けて調整する。ただし、管理運営のための詳細については、合併までに調整する。

21-16 文化振興関係事業の取扱い

(1) 美術展

- ① 3市町それぞれが主催してきた美術展覧会「市(町)展」は、新市主催で開催する。
② 3市町の芸術文化団体が主催してきた「作品展」等は、主催者が継続して開催する場合は、新市が後援するなどの支援をする。

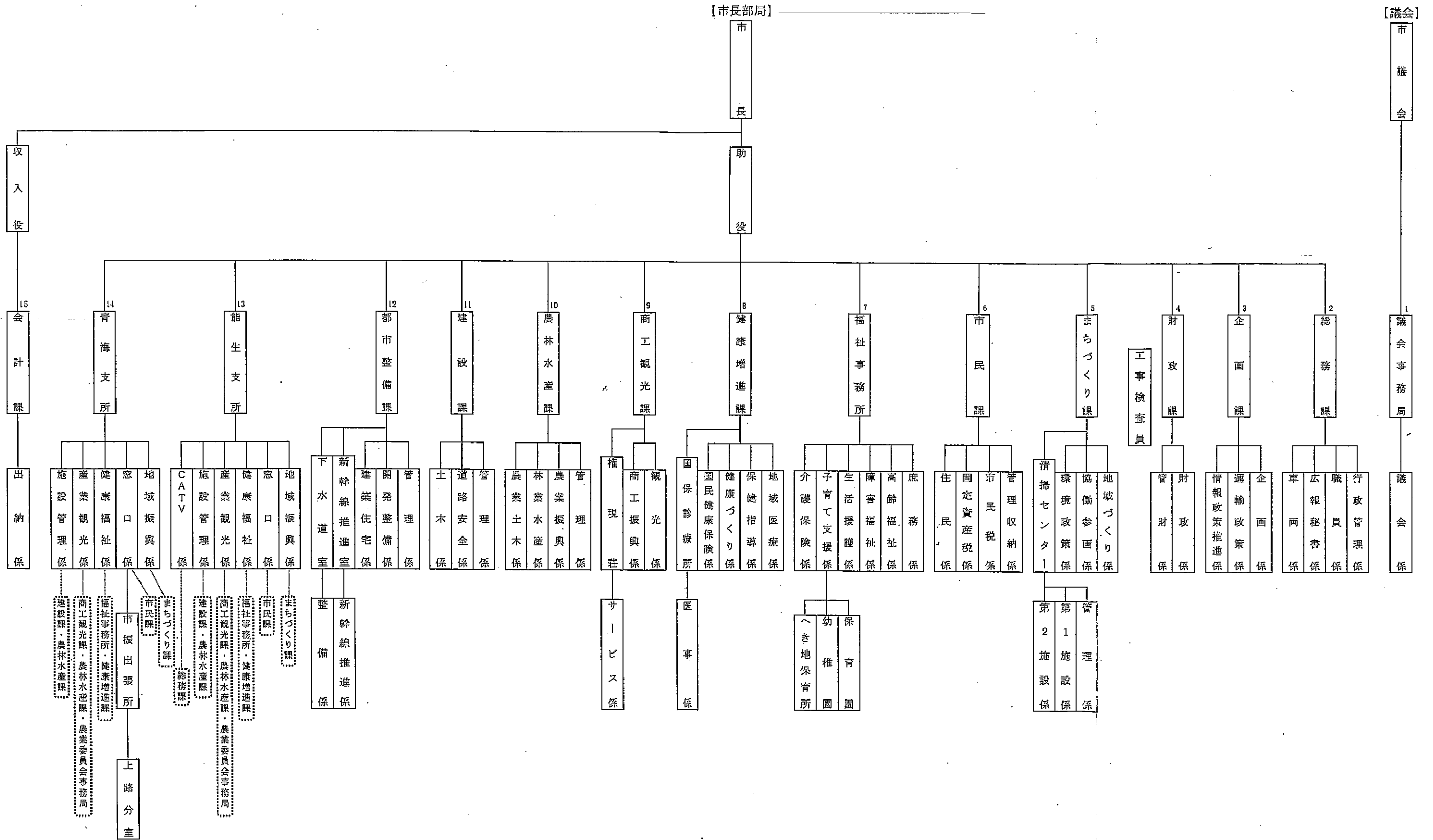
(2) 文化活動支援事業

- ① 青海町の例による。

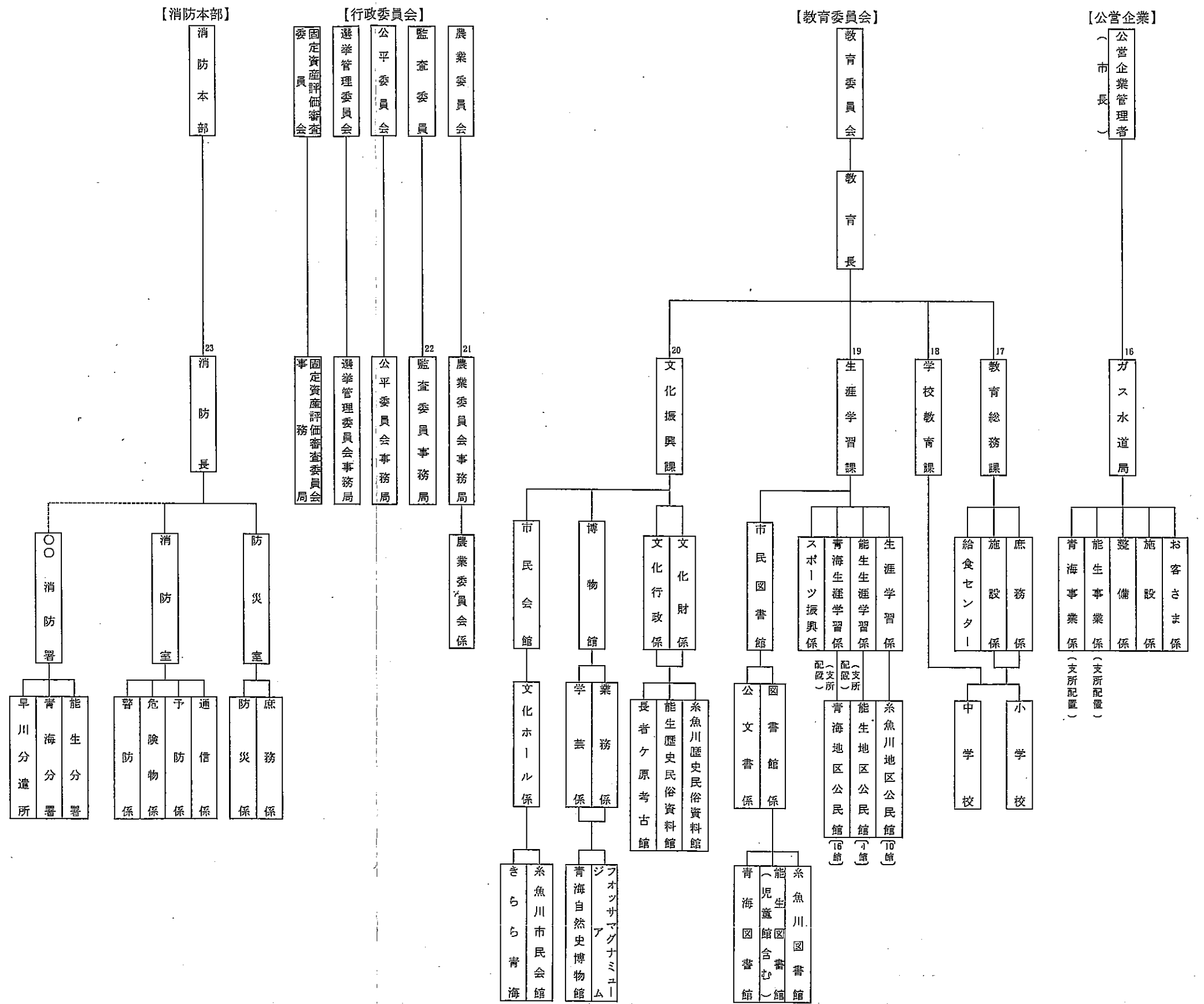
22 新市建設計画

別添「新市建設計画」のとおりとする。

新市組織機構図



※ 係体制については、今後、更に検討し、合併までに決定する。



地域審議会の設置に関する協議

(趣旨)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の糸魚川市、能生町及び青海町の区域ごとに地域審議会(以下「審議会」という。)を置くこととし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、当該区域に係る次の事項について審議し、市長に対して意見を述べることができる。

- (1) 新市のまちづくりに関する事項
- (2) 新市の総合計画に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に所在し、かつ、識見を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地区住民の代表者
- (2) 農林漁業団体又は商工業団体に属する者
- (3) 教育又は文化に係る分野の団体に属する者
- (4) 福祉又は衛生に係る分野の団体に属する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、識見を有する者

3 前2項に規定する審議会の委員構成は、各分野、各年代及び性別を含め当該区域全般からの意見の集約を図ることができるよう、その均衡に配慮するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 市長は、委員がその要件を欠くに至った場合は、委員の委嘱を解くものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、市長からの要請を受け、会長が招集する。

2 会議は、年1回以上開催するものとする。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを市長に通知し、会議を招集しなければならない。

- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 会長は、会議の議長となる。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 8 会議は、公開を原則とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり担当課及び支所において処理する。

(補則)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則


この協議事項は、合併の日から施行する。

調 印 書

糸魚川市、能生町及び青海町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法
律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく糸魚川市・能生町・青海町合併
協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに
調印する。

平成 1 6 年 5 月 2 0 日


糸魚川市長

吉岡 静夫 

能生町長

田中 勉 

青海町長

小野 佳一 

立 会 人

新潟県知事 代 理
新潟県出納長

関根 洋祐

新潟県議会副議長

天井 真

合併協議会委員
(糸魚川地域振興局長)

甲斐 元也

合併協議会委員
(糸魚川市議会議長)

吉畑 浩一

合併協議会委員
(能生町議会議長)

池亀 卓太郎

合併協議会委員
(青海町議会議長)

白山 新太郎

合併協議会委員
(糸魚川市議会議員)

米田 徹

合併協議会委員
(能生町議会議員)

川笠原 修

合併協議会委員
(青海町議会議員)

倉又武雄

合併協議会委員
(識見を有する者)

高瀬 衛

合併協議会委員
(識見を有する者)

土田 貞夫

合併協議会委員
(識見を有する者)

高瀬 正平

合併協議会委員
(識見を有する者)

中村 康司

合併協議会委員
(識見を有する者)

八木 幸男

合併協議会委員
(識見を有する者)

金子 裕美子

合併協議会委員
(識見を有する者)

五十嵐 須磨子

合併協議会委員
(識見を有する者)

濱田 早苗

合併協議会委員
(識見を有する者)

白沢 賢二

合併協議会委員
(識見を有する者)

松尾 徹郎